



Title	團體移民の成長
Author(s)	高倉, 新一郎
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 11, 173-186
Issue Date	1945-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10725
Type	departmental bulletin paper
File Information	11_p173-186.pdf



團體移民の成長

高 倉 新 一 郎

は し が き

團體移民とは、普通、個人又は家族携帶で移住する單獨移民に對して團體を組織して移住するものを言ふ。然し乍ら此處で用ひる意味は、例へば北海道に於て明治二十五年以來特に保護した團結移民とは異り、團結移民とは移住の便宜を得るために團結契約を結ぶものならば過去に於ける關係の有無は問はなかつたに對し、團體移民とは多く過去の關係、殊に同郷なる故を以て團結移住して來たものを指す。北海道の團結移住には極めて團體移住が多かつた。

由來、開拓移民は、舊に移住に際して諸種の便宜があるばかりではなく、開墾には多くの資本・勞力を結集する必要があるため、猛獸の害を避け治安を維持するため、諸種の共同設備を施し得るため、更に精神的な慰安・激勵が與へられるため、集團的に移住し、村落を形成するのが常であるが、同郷相寄り、風俗・習慣・言語を等しくする團體移住はその効果を一層大ならしむるのである。

集團的な利益の享受は官廳、領主、大地主、企業家等の権力や資本を中心とした組織によつても得られ、例へば北海道に於ても、官廳を中心としたものでは屯田兵村、士族移住取扱規則によつて開拓された村落、其他開拓使時代の募移民、大正十二年以後の許可移民によつて作られたもの等があり、領主を中心としたものでは、明治

初年の士族移民團、明治十一年以後舊藩主による舊藩士投産事業として行はれたもの等を擧げることが出来、地主企業家等によるものは大小作農場によつて出来上つた村落を數へ得る。是等の多くは、領主を中心としたものを除いては、多く個々の農家の集團であつて、部落を形成した後に諸種の社會關係を新に發生せしめたものであつた。是に反して、團體移民は、形式的な契約書はあるが格別の組織のない農業者の集團であつて、是を結合してゐるものは社會的な、精神的な紐であつた。

北海道の開拓農村は大體是等の集團移住を起點とし中心として形成されたもので、今一つ考へられるところの、組織も中心もなしに偶然に個々の農家が集合して出来上つた村落は、數に於て尠くはないが、概ね集團移住部落の補充としての役割を持つのみである。

私は農業移民に最も關係の深い開拓村落の成立過程を北海道の農村について觀察せんとし、文部省精神科學研究費及び大東亞省の援助を得て數ヶ部落の調査を行つたが、本論はその内團體移住によつて成立した部落二箇を調査して得た結果である。

調査部落の概要

調査の對象とした部落は十勝國河西郡大正村字幸震加賀區と同國河東郡音更村字矢部區である。共に明治三十年春入地した團體移住を草分けとして成立した部落である。

加賀區の草分けとなつた所謂加賀團體は、右川縣能美郡新丸村の出身者より成り、十勝川の支流札内川右岸の所謂札内原野の區劃地西一線・基線・東一線を十四號から十七號にかけ六十萬九千坪の貸付を受けたものである。

此原野は明治二十九年植民地區劃測設を終へて貸付を開始されたもので、此團體と同時に、下流に富山縣移民の集團、岐阜縣民の組合農場、上流に福井團體、十勝開墾合資會社農場等の入地開設を見たものである。入地區域

は札内川流域の肥沃地で、入植民の中央を流れる支流ノツブク川との間は殊に肥沃である。東一線以東は高丘地で、明治三十九年以前は開墾するものがなかつた。今日部落會の區域は此高丘地の方に東三線まで延び、更に團體員の有力な分子が移り住んだところから元岐阜縣民組合農場の一部を加へて十三號まで延びてゐる。入植當時は市場は帶廣で、それまで三里半を踏分道路で往復してゐたが、明治三十二年廣尾・帶廣間の國道が略々基線に沿ふて走り、上流隣接地に幸震市街が起り、大正四年分村するや此處に役場が設置され、同十年廣尾線の開通を見るや市街に幸震驛が設けられ、部落の一部は發展した市街地の郊外たらんとしてゐる。

矢部區は富山縣西礪波部矢部村（現在高岡市）の出身者で、團結移住をしたものではないが、河西郡伏古村に移住成功せる親戚を頼つて殆んど同時に渡道し、内二十五戸が集團的に此地を選んで入地したもので、團結移住契約こそないが事實上の團體移住である。最初は音更原野區劃地六線乃至八線、二號より七號の間、然別川右岸の地に各貸下地を得て入地した。此原野は明治二十九年區劃測設を終へ貸付を開始したもので、同時に下流に若干の入地を見たが、此團體の入地と同時に上流には同縣同郡江波村より移つた二十三戸の團體あり、是に隣る下音更原野も同年仁禮農場、美濃開墾合資會社、岐阜縣武儀團體等に開放された。入植地は東部から南部にかけて高臺地をふくむも、大部分は然別川と支流パンケチン川との間にあり、地味は非常に良好である。六線以東は高臺地で明治三十九年迄殆んど利用されなかつたが、今日では四線迄その部落會内に入つてゐ、又團體員中有力なものが隣接地に土地を求めて入地したため、其都分だけ延びてゐる。然し西部の八線は缺壞若くは堤防地編入等によつてその重要さを失つた。道路は然別川に沿ふて、石狩街道と上流の殖民地をつなぐものが入地の翌々年から開通され、物資の出入は是を通じて専ら約三里を距てる帶廣に於て行はれてゐたが、明治三十八年音更街道に架橋されてから専ら是によることになつた。役場の所在地たる音更市街は明治三十四年分村と共に行政の中心地となつてゐたが、矢部區よりは一里半あり、大正十三年鐵道開通、驛が設置される迄は餘り深い關係はなかつた。

即ち兩團體の入植時も、入植の形態も、入植地の状態も（交通上の位置は矢部が少しく劣るが…）非常に類似してゐるのである。

農業經營も、同じ區域内にあり乍ら自然條件の著しく異なる高臺地を除き、團體入地區域だけをとると、兩者とも水田は全くなく、乳牛飼育も比較的振はず、十町歩から十五町歩の經營が最も多い點、略々類似してゐる。註

註 調査農家中加賀區では二十一戸中乳牛を飼育するもの一戸、矢部區では十四戸中五戸である。

耕作面積は

	加賀區	矢部區
十町歩以下	九戸	三戸
十町歩以上十五町歩以下	五戸	七戸
十五町歩以上二十町歩以下	三戸	四戸
二十町歩以上	四戸	一

團體の生長

加賀團體は前述の如く明治三十年四月十一日郷里を出發、伏木港を出帆、大津港に到着せしも波浪を以て上陸する能はず止むなく釧路に上陸し、徒歩帶廣に到着したのは月末三十日であつた。此時同行するもの二十八戸、豫定存置地内に各籤引を以て土地を得、開墾に従事した。翌年更に二戸を加へ其後加入分家四戸を加へて三十四戸を以て出發したのである。郷里は金澤市を去る十三里、手取川の支流大日川の峽谷に位し、山林經營をなし、附近の尾小屋銅山に炭・板等を供給しつゝ、僅小の切替畑を行ひ生計を立てゝゐたが、地券下附後公課が重み、次第に生活難に陥り、加ふるに明治二十九年の山津浪で被害を受けたものが尠くなかつたため、團體を組織して移つたものであるから、非常に勤勉で、樹林地の開拓は寧ろ喜ぶところであつた。資本を持つたものは比較的多く、事實は必ずしもさうではなかつたが、百二十圓の資金あるものでなければ加入を許さなかつたと言はれ、千圓以上

の資金を有して渡道したものの二戸、其他五六百圓を所持したものが數戸あつた。當時としては比較的經濟基礎の固い團體だつた。その上移住戸主で互に血縁關係にあるもの頗る多く、余の知り得た範圍でも四組九戸に達し、夫等が更に姻戚によつてつながれて、之も知り得た範圍内で十七戸が互に關係を持つてゐた。即ち過半數が既に密接な社會的關係を持つてゐたのである。

矢部は加賀團體と違つて礪波平野の中央に位し水田農を營んでゐたが、耕作面積が乏しく、地主と小作人との懸隔が甚だしかつた。め、早くから北海道に移住するもの多く、特に伏古村には明治二十五年の解放と共に若干のものが移住し成功してゐた。是を頼つて五十戸程のものが郷里を出發したのは三十年の二月二十日だつた。動機は勧誘もあるが又前年の凶作にもよる。渡航は幸ひ同郷の船主の好意により、函館で乗り後れ大津で上陸出来ず幌泉から徒歩した一家を除いては、伏木から大津へ直航することが出来、伏古で滞在、土地を出願した處、現在の地が區劃解放になる際だつたので、特に集團的に土地の貸付を受け、その内二十二戸が入地したのは四月十七日だつた。其後二三戸は去り、郷里其他より數戸を迎へて、明治三十七年頃には約二十九戸を數へてゐた。資金は加賀の如く特別資金を持つて來たものも居らず、百圓内外を用意したものが半數、それ以上を融通し得たものは二、三戸であつたが、勤勉よく困苦に堪えた。血族關係は加賀程深くないが、私の知り得た範圍では二組六戸が血縁であり、三組七戸が姻戚關係にあつた。

此處で注意せねばならぬのは兩者共に非常に熱心な眞宗の信徒であることである。即ち加賀に於ては入地の年十一月早くも四間に五間の説教所を設立、本山より本尊を迎へ、帶廣より輪番の出張を得て以來常に村中參詣の機會を得、今日幸福寺の基を作り、矢部に於ては入地と同時に時々帶廣の輪番を迎へて民家に集つて説教を聞いてゐたが、間もなく説教所を建設、本尊と共に在勤者を迎へ、三十七年には本建築が出来、今日の専念寺の基礎を開いた。當時の移住者の日記は寺參りと講がその重大な行事であり慰安であつたことを語つてゐる。是等の

説教所は村民の集會所でもあり又小學校が設けられる迄の教育所でもあつた。

移住後四十八年、今日續いて同一部落内に残つてゐる家は加賀に於ては三十四戸中十九戸、約五割六分、内十戸が農業經營を繼續し、矢部に於ては二十二戸中十戸、約四割五分で全部が農業經營である。退去者は今移住後約十年を経過した明治三十九年矢部部落の調査によれば（移住者成績調査第一篇）次表の如く、

残存者 退去者

家族番號	家族人數	労働人數	所有地	所有馬匹	資産	家族番號	家族人數	労働人數	所有地	所有馬匹	資産
一	七人	四人	八・〇町	八頭	二、七〇〇円	十一	五人	三人	八・〇町	三頭	一、三〇〇円
二	七人	三人	一八・〇町	四頭	二、七〇〇円	十二	七人	三人	一一・五町	六頭	一、五〇〇円
三	二五	五	一五・〇町	九頭	二、一〇〇円	十三	七人	四	九・〇町	四頭	九〇〇
四	二二	三	一三・四町	四頭	二、一〇〇円	十四	七人	四	五・〇町	四頭	八五〇
五	二二	七	一四・五町	八頭	二、一五〇円	十五	七人	四	五・〇町	二頭	八〇〇
六	二二	六	一〇・〇町	六頭	一、四〇〇円	十六	五	三	三・五町	二頭	六五〇
七	七	三	七・〇町	五頭	一、四〇〇円	十七	七	三	五・五町	三頭	七五〇
八	六	三	八・〇町	二頭	一、二〇〇円	十八	三	一	五・〇町	一頭	六五〇
九	七	四	一三・〇町	六頭	一、〇〇〇円	十九	四	二	四・〇町	一頭	五五〇

備考 此以前に退去者三戸あり。

比較的資産の多いものであつた様であるが、その行先を見ると

加賀		矢部	
同村内	八戸	同村内	六戸
同支管内	二戸	隣村	三戸
道内	二戸	非農	二戸

絶	海	外	一	不	明
計	家	二	計	一	
		十五		十二	
		戸		戸	

註 加賀の職業別は不明であるが大部分農業である。

で、附近に土地を求めて移つたものが多い。それは團體移住が行はれるや、加賀は三十戸の移住に對し四十五戸分（一戸分は小區劃一つ即ち一萬五千坪＝五町歩）の豫定存置地を有し、最初は一戸分宛分割されたが、後々々移民の力量に應じて附近の土地を出願耕作し、二戸分を持つものが十三戸に及んだ。（加賀團體移住史）然し乍ら家族數の増加による土地の要求は、この範圍では充たすことが出来なかつたので、奥地の原野が解放され、過磷酸肥料の紹介によつて從來放置せられた高丘地の耕作が可能となり、大農具（例へばデスクハロー）等の利用によつて大地積の開墾が出来る様になると、村人は争つて隣接地に多くの開墾地を持つに至り、後その方に居を移すに至つたものが多く、矢部は團體を形成せず、加賀の如く豫定存置地がなくて、團體長副團體長が最初二戸分の割宛を受けたのみで他は一戸宛、後土地が要求されるや更に上流の原野に飛地を持ち、後是以移つたものが多く、兩者とも移住地の擴散だつたと言へる。唯矢部は附近の高丘地を比較的利用したが、加賀は最初から比較的遠方に耕地を持つた。此事實を證明するのは余の聽取調査で知り得たのみでも、加賀區居住團體移住者子孫並に分家十八戸で部落外附近に總計百七十戸分以上の土地を所有し、その大部分は未開地を購入成功せるものであるが、是に對し同じ範圍の十九戸が部落内に所有する土地は四十三戸分、即ち此範圍の農家の所有地總計の約八割以上が部落外所有地であるに對し、矢部では同じ範圍のもの九戸が所有する部落外所有地は二十一戸分に過ぎず、是に反して部落内所有地は十五戸で五十二戸分、約七割は部落内に所有してゐる。而も矢部の區域内には、明治三十一年部落基本財産として指令を受けたが、戸長役場・支廳等の燒失によつて證據を失ひ、明治四十四年

村有地に歸した元放牧地十九戸分あり、五線の西に十五戸分の風防林があつて、部落民は是を利用し、八戸が十戸分半の小作をしてゐる。是等は部落民の進取性と言つた様なものもあるだらうし、丁度經濟の擴張期に廣大な原野が附近に與へられたと言ふ様な點もあると思ふ。然し團體移住が殖民地の草分けとして單に其與へられた土地を開發したばかりではなしに、是を中心として周圍の殖民地の開發に貢獻し、部落を去つたものも大部分農家として北海道に止まり、寧ろ生活を高めたことは注目すべき點である。

單に移住者に足場を與へて是を周圍に擴散させたばかりでなく、又分家をも多く周圍に擴散させた。私の調査した加賀區居住團體移住者十七戸（十九戸中一戸は家をなさず一戸は全戸不在にして調査せず）中移住後三十七戸の分家を出し、矢部區は十戸中三十四戸の分家を出してゐるが、その内共に二十七戸即大部分は農業者でありその地方別内譯は次の如くである。

加賀	五	同部落内に あるもの	隣部落に あるもの	同村内 にあるもの	隣村にあ るもの	十勝國內 にあるもの
矢部	九					
	九	二〇		五		二
						一

その擴散方法は非常に求心的だと言へる。

残つてゐる家も元の姿であるものは尠い。加賀區では、残つてゐるもの十九戸中十六戸は移住當時分配された土地を持ちつゞけてゐ、矢部では十戸中八戸がさうである。従つて加賀區では三十四戸分の内村外に移つたものが一戸分持つてゐるから、所有者をかへた土地は十六戸分であるが、其内村外のものゝ手に渡つたのが三戸分、團體外の部落居住者の手に移つたものが一戸分、残は團體關係者の手に移り、内七戸分は從來の所有地の擴張に、四戸分は分家によつて所有された。今團體關係者が部落内に所有する土地の内譯を見ると、

八戸分を持つもの

・一戸

五戸分を持つもの 一戸
 四戸分を持つもの 二戸
 三戸分を持つもの 二戸
 二戸分を持つもの 四戸
 一戸分を持つもの 九戸

となつてゐる。是が部落外所有地と相俟つて著しい懸隔を生んでゐるのである。

矢部では最初に與へられた二十四戸分の内全く所有主を變へないものは十一戸分（内一戸分は團體關係村外居住者所有）一戸分は缺壞して了つたから残十二戸分、内四戸分は團體外部居住者の手に屬し、二戸分は團體關係部落外居住者、六戸分は團體關係者に併合された。今團體關係者十四戸の部落内所有地を見ると次の如き配分になつてゐる。

八戸分	一戸
五戸分	一戸
四戸分	三戸
三戸分	三戸
二戸分	四戸
一戸分	二戸

是に部落外所有地を加へても加賀區程の甚だしい懸隔はない。

高臺地の開發によつて部落範圍は擴大し、新しい部落員を迎へたが、團體移住者は依然部落の中心である。加賀區では區域は約倍加し、高丘地試験場員を除いて東一線以東の住民十三戸、十三號の住民四戸、元團體移住區域に移り住んだもの九戸を加へて總計六十戸の部落となつたが、團體移住者の家が十九戸、その分家が五戸に及んでゐ、農業者の半數は團體關係者が占めてゐる。團體移住區域内では三十戸、内團體移住者の子孫は二十一戸

に及んでゐる。残九戸の内僧侶一、澱粉製造業一、商業二、小作二で、残三戸は團體員に替つて土地を獲得農業に従事するもの及びその分家である。

矢部に於ても同様で部落員三十戸中最初の移住者の家が十戸、その分家が八戸、その縁故者二戸で、補充移住者及び分家が二戸、更に一旦去つた團體員の子孫で復歸したものが二戸ある。故に團體と全く關係のない部落員は六戸に過ぎない。内一戸は僧侶である。團體移住者に替つて農業を經營してゐるものは三戸であるが、内一戸は前經營者と姻戚關係にあり跡地を引受けて小作してゐるものである。共に團體移民と同じ富山縣人である。

今團體以外の部落員を矢部の十戸について分析して見ると、明治三十九年を最初として四十五年、大正二年、五年、六年、十四年、昭和二年に各一戸同六年に二戸十五年に一戸である。部落全體の自小作別戸數は

	小作	自小作	自作	計
最初移住者	1	5	5	11
補充移住者	1	1	1	3
以上の分家	1	4	4	9
以上の縁故者	2	2	1	5
關係なきもの	3	2	1	6
團體外部部落員の				

であつて半數の五戸は部落内の小作の大部分であり、所有耕地も尠い。出身縣は富山縣が絶對多數で六戸、他は岐阜・長野・青森・秋田各一戸づつである。殆んど全部、即ち不明二戸を除いては全部父の代に移住したもので、八戸の戸主の内五人迄が北海道生れである。従つて近在から集つたものが多く、隣部落から來たものが三戸、同村内から來たものが三戸、隣接町村から來たものが一戸で、全部十勝國內から移り住んだのである。入地の理由は分家が三戸、歸農が四戸、移轉が三戸である。

部落を離れたものゝ擴散も求心的であるが、之を補充するものも求心的だと言へる。

このことは同時に調査した川西村字中別府部落の調査でも明かされた。同部落は、前二部落に後れること一年、明治三十一年に岐阜縣本巢郡字別府の團體十三戸が寶貫川沿岸の區劃地に點々入地した一部であるが、今日團體移住者は一人もなく、土地を所有するものすらなくなつたのであるが、それに替つた部落民及び大正十四年から漸次拂下げられた高丘地に移住した人々は、二十六戸中自作九戸小作一戸を除いて十六戸は小作人であり、明治時代に移住したものの二戸、大正年代に移つたもの三戸を除いては悉く昭和になつて集つたものである。出身國も多様で、最も多い岐阜縣が八戸、宮城縣が四戸、富山縣・福島縣が三戸宛、兵庫縣二戸の外群馬・埼玉・島根・青森・愛知・朝鮮の各地に亘つてゐる。然し本人が移住したものは比較的尠く九人、父が移住したものが十五戸祖父が移住したものが二戸で、先住地も府縣より直接來たものは僅に三戸、十勝國外から來たものは一戸で、他は同部落内の分家二戸、隣部落から來たもの四戸、隣町村から來たもの九戸、すべて二十二戸の戸主は十勝國內から集つたものであつた。

人の集散の求心性はその出嫁・入嫁にも見ることが出来る。今入植以來の出嫁入嫁を知り得たものは

入 嫁 出 嫁

加 賀 二八人 六六人
矢 部 二五人 三四人

註 部落外に分家せるもの及びそれよりの出嫁は是を除く。

是を出嫁は行先別、入嫁は出身別で分けると

	入 嫁		出 嫁	
	加賀	矢部	加賀	矢部
同 部 落	一六	二	一五	三
隣 部 落	一	五	二	三

同村内	二	七	三三	一
隣村	五	九	一一	一一
十勝内	一	二	三	二
北海道内	一	二	一	三
其他	二	一	二	一

更に是を出嫁は嫁入先の、入嫁は里の出身國を見ると

團體	加賀	一五	四	二三	八
	矢部	一	一	七	一四
同縣	一	一	九	一	八
其他縣	一	一	一	一	一
不明	一	一	一	一	一

更に職業別に見れば

農業者	加賀	二七	二五	五一	二二
	矢部	二七	二五	五一	二二

即ち嫁を貰ふ先は加賀に於て一組の例外を見るだけで全部が農家からであり、嫁入先も加賀に於ては七割七分矢部に於ては六割五分が農業者に嫁してゐる。而も加賀に於ては同部落内の團體移住者間の結婚が斷然多い。それは故郷が山國で交際範圍が狭く深くならざるを得なかつたこと、生活がつましく婦人の負擔部面が多く、到底他處からの婦人では之に堪え得なかつたため、お互ひ同志の取やりが多かつた習慣に基くものである。男は山に行つて木を伐り炭を焼き鑛山まで運ぶ出稼仕事をしてゐる内、焼畑を耕して家を守る主婦の勞苦は大きく、その

生活態度は今日も尙ほ見られないことはない。かゝる特例を除いても兩村共に同村・隣村の範圍内が殆んど大部分を占めてゐ、多くは同縣人である様である。矢部の隣村が多いのは、團體に非る同郷人が隣村に多く散在してゐることも原因してゐる。かくして姻戚の關係も部落を中心として餘り廣からざる圍内に結ばれてゐると言へる。郷里に於て既に或程度の血縁を持つ上に更に求心的な婚姻によつて、團體内は殆んど全部が親戚乃至姻戚關係にある。即ち加賀では團體移住の残つた家十八戸は二戸を除いて何等かの關係に入込まないものはなく、その一戸さへ、團體關係外部落員を通じて間接に是等の群になつてゐる。團體關係以外の部落員も四戸迄は團體關係のものと同戚になつてゐる。内三戸は隣接關係から姻戚となつたもの他の一戸は姻戚になつてから部落員になつたものである。

矢部區は加賀區程ではないが、團體移住者及準團體移住者たる十三家族は二組に分れて互に血族婚姻關係を結び、退去した團體家族を考へると互に關係をもち、團體外の部落員四戸も團體移住者と姻戚關係にあるものであつた。尤も此場合、近隣關係から姻戚に入つたものは二戸で殘二戸は關係が出来てから部落員になつたのである。部落員で全く親戚關係のないものは四戸に過ぎない。

かくして團體移住者は生長するに従ひ近隣にある者と婚姻關係を結ぶと共に、親戚縁者を周圍に引寄せて次第に膨脹し、その内部關係をも固めて行くのである。固まつて行く場合にも團體内に經濟的に社會的に（殊に子女の多いもの）有勢な家が自らその中心となるので、例へば加賀では部落内で土地三戸分以上を所有する五戸は特に密接な關係を持ち、是と直接血族、姻戚關係にあるもの七戸に及んでゐるし、矢部でも四戸以上の土地を部落内に有する三戸が血族的に結びついて、その一族が部落内に十一戸に及んでゐる。その中心は加賀では移住當時から財政と家族に恵まれたもの、矢部では移住に際して團體の中心をなした家族であつた。

結 論

以上私は團體移民として團結も強固であり、比較的恵まれた環境のためにそのまま成長して部落をなした二部落について實際の觀察をして見た。此二部落は團體移民として最も成功したものの一つである。この部落に於ても消えたものも若干はあるが、多くはよりよい天地を求めて再移住したもので、兩部落民共其附近を中心として疎開し、大部分はよりよい農業經營をつづけてゐる。

二、退去者の跡地は多く團體移住者の家若くは分家の手に移つて残存者の經營を助けた。

三、残存者はそのみならず附近に多くの土地を開發した。退去者はかゝる土地が遠く、且つ大量に求め得られたために本據をそこに移したと見ても差支はない。

四、兩部落とも約三倍以上の分家を出してゐる。是も大部分は部落を中心とした近村に止つて農業者となつてゐる。

五、團體移民は更に婚姻によつてその關係範圍を擴めてゐるが、是も又地理的には附近、精神的には同郷人、職業的には同一職業を求める傾向が強い。

六、故に婚姻關係は部落を更に緊密にするに役立つてゐる。

七、それは近隣關係から婚姻關係に入るものもあるが、又婚姻關係によつて近隣關係を發生せしむることも多

八、團體移住者は最初から經濟的にも社會的にも差異はあつた。その差異が五十年間に甚だしくなつてゐることは勿論である。然しこの二部落に關する限り、甚だしい轉倒はなかつた。即ち團體移住當時中心となつた家族を通じて、部落は次第に一つの形を作りつゝあつたと云へる。